

高知大学大学院総合人間自然科学研究科
修士課程スポーツ・芸術文化共創専攻

設置の趣旨等を記載した書類

【 資 料 目 次 】

- 資料 1 : 高知大学大学院総合人間自然科学研究科修士課程スポーツ・芸術文化共創専攻（仮称）設置に係る要望書
- 資料 2 : スポーツ・芸術文化共創専攻設置の背景
- 資料 3 : スポーツ・芸術文化共創専攻における3つのポリシー
- 資料 4 : スポーツ・芸術文化共創専攻における学びの展開と到達点等
- 資料 5 : 履修モデル
- 資料 6 : 授業時間割
- 資料 7 : 国立大学法人高知大学職員の定年規則



4 高私大第 569 号
令和 5 年 2 月 27 日

国立大学法人高知大学
学長 櫻井 克年 様

高知県知事 濱田 省司



高知大学大学院総合人間自然科学研究科修士課程
スポーツ・芸術文化共創専攻（仮称）設置に係る要望書

高知大学におかれましては、これまでも地域の産業・文化・教育・医療など様々な分野を担う人材を育成されるとともに、本県の重要施策にも大学をあげてご協力いただき、研究成果を活かした新たな事業創出や積極的な地域貢献活動などにより、地域の高等教育機関の中核として大きな役割を担っていただいております。

近年、県では、「高知県スポーツ推進計画」や「高知県文化芸術振興ビジョン」を策定し、スポーツや文化、芸術を通して、健やかで心豊かに生き生きと暮らすことができる社会の実現に取り組んでいます。こうした取組を継続し、発展させていくためには、高度な専門知識を持ち、地域で活躍することができる人材が求められています。

このような状況の中、貴学において、スポーツ・芸術の専門知識と文化振興、データサイエンスなどを掛け合わせた領域横断的な教育研究を行うスポーツ・芸術文化共創専攻（仮称）の設置を進められていることに対しまして、県としても大いに期待しているところです。

スポーツ・芸術文化共創専攻（仮称）においては、スポーツ・芸術の専門知識・技能を活かしながら、スポーツ、文化振興における地域課題を解決できる人材を養成していただくことを期待しています。

つきましては、本県唯一の国立大学である貴学でのスポーツ・芸術文化共創専攻（仮称）の設置を早期に実現され、これまで以上に、地域に貢献していただきますようお願いいたします。

スポーツ・芸術文化共創専攻設置の背景

スポーツ・芸術を学んだ学生が専門知識を深めるために他県の大学院へ進学する例や、自治体やスポーツ・芸術関連団体等で職員に対するリスクリングの場に関する要望がある。

- ・R3教育学部スポーツ・芸術関係コース卒業生23人中、大学院進学者は2人いるが、いずれの学生も、音楽、美術の専門知識を深めることができる他県の大学院へ進学
- ・アンケート調査等を実施したところ、リスクリングの場の創設について高知県やスポーツ・芸術関連団体等から要望があった。

進学希望者の受け皿、自治体・関連団体等の職員に対するリスクリングの場の不足が課題

専任教員予定者による県内スポーツ・芸術振興の取組実績

- ・県内選手にメンタルトレーニングを行い、オリンピック選手やインターハイ優勝選手輩出
- ・中山間地域において、音楽鑑賞体験教室を開催
- ・医学部附属病院で「ホスピタルアート」を実施 など…

現在は教員個人による活動が中心で、組織として地域貢献をさらに進めるために体制整備が必要

大学全体として、**地域（高知県）の施策に対応しつつ、教育組織改革を実施**

- 高知県の施策
- 高知県産業振興計画
- 高知県教育振興基本計画
- 日本一の健康長寿県構想
- 高知県地域防災計画

- 高知大学の教育組織改革
- 地域協働学部（H27）、理工学部（H29）
- 農林海洋科学部（H28・R5）
- 教職実践高度化専攻（H30・R4）
- 医学部（定員増）
- 理工学部（H29）

- 高知県スポーツ推進計画
- 高知県文化芸術振興ビジョン

スポーツ・芸術文化共創専攻（今回）

高知県知事からの要望書

「スポーツ、文化振興における地域課題を解決できる人材を養成していただくことを期待しています。」

第3期高知県スポーツ推進計画（案）※パブリックコメント時

【理念】

- (1) 誰もがスポーツの楽しさや感動を得られる環境づくりを推進する。
- (2) スポーツを通じて全ての県民や地域を元気にする。



【現状・課題】

- 市町村のスポーツ振興に関し、**多分野の関係者が連携して課題について検討・対応する体制がある自治体が少ない**。また、多くの自治体が**人材の不足**を課題と捉えている。

- 県内34市町村におけるスポーツ振興を行う上での課題（高知県スポーツ課調べ）
 - ・課題対策を進めるためのスタッフの不足：30自治体
 - ・課題の把握や検討する場の設定などの調整役となる人材の確保：21自治体
 - ・多分野の関係者が課題について検討・対応する体制が必要：20自治体

- より質の高い指導が行われるよう、**スポーツ指導の有資格者を増やすことが必要**
- スポーツ医学を組織的に活用できる競技団体がまだ少ない**。

- 日本スポーツ協会指導者有資格者（日本スポーツ協会調べ）
 - R4：スタートコーチ 132人、コーチ 1,419人
- R3県民の健康・スポーツに関する意識調査（高知県）回答数1,556
 - どのようなスポーツ指導者が必要か（上位3回答）
 - ・スポーツの楽しみ方やスポーツへの興味・関心がわくような指導ができる人 68.3%
 - ・健康・体力づくりのための運動やスポーツの指導ができる人 44.0%
 - ・スポーツの医学的知識や技術をスポーツの指導に活用できる人 35.4%

【対応策】

- ・スポーツ指導者の掘り起こし・育成・マッチングに向けた体制作り
 - 高知県スポーツ協会などの団体等と連携し、安定的な指導者の確保
- ・競技力向上に向けたスポーツ科学の活用
 - 高知県スポーツ科学センターでスポーツ医学面から選手や指導者等をサポートする取組の推進
- ・産学官民の連携によるスポーツを支える体制の充実

高知県文化芸術振興ビジョン（令和4年3月改定）

【理念】

文化芸術の力で心豊かに暮らせる高知県



【現状・課題】

- R2高知県県民世論調査（高知県）回答数1,734
 - ・文化芸術の振興について、特に力を入れるべきものは何ですか。
 - ⇒文化芸術を鑑賞・体験できる機会の充実 回答数780（45.0%）
 - 文化芸術の振興を支える人材の育成 回答数474（27.3%）
 - ・高知の文化芸術の振興を図ることにより社会にもたらされる効果として期待することは何ですか。
 - ⇒地域社会・経済の活性化 回答数1,073（61.9%）

【対応策】

- ・地域の文化芸術活動の振興
 - 地域で行われる文化芸術活動への支援の拡充
- ・県立文化施設の利用促進
 - 魅力的な展覧会や公演の開催
 - 幼少期から文化芸術への関心を醸成する教育普及活動の充実
- ・文化芸術を担う人材の育成
 - 地域で文化芸術を担い、支援するための人材育成講座の開催
- ・多様な主体によるネットワークの構築
 - 県内の大学や専門学校等との連携による、地域の文化芸術活動の充実



人材輩出、研究成果の還元

スポーツ・芸術文化共創専攻 [入学定員6人]

スポーツや芸術の優れた知識・技能を有し、エビデンスベースの研究を地域社会に還元することを通じて、文化振興などの課題を解決できる高度な専門職業人を養成

- ・自治体、スポーツ・芸術関連団体職員として、文化振興の施策を推進できる人材
- ・スポーツ・芸術関連企業の職員として、スポーツ・芸術に携わる組織内の人材を育成するなど、地域のスポーツ・芸術の裾野を広げることができる人材

- ・社会人院生への配慮として、「大学院設置基準」第14条に定める教育方法の特例、既修得単位認定の制度を適用
- ・ディスカッション等を通じて、学部卒院生と社会人院生とが学び合うことができる教育方法を導入

新たな学内組織を設置

- ・「地域を支え地域を変えることができる大学」（中期目標：法人の基本的な目標）を目指し、スポーツ・芸術文化共創専攻と対となり、地域における文化振興などの課題を解決
- ・スポーツ・芸術文化共創専攻の教育内容を基に「履修証明プログラム」の開発・実施

連携協議会

- ・大学・高知県・関連団体等の参画によるスポーツ・芸術分野でのプラットフォームの構築
- ・専攻の教育課程に係る情報共有・ステークホルダーとの連携によるPDCAサイクル
- ・ステークホルダーとの連携による社会人への広報、社会人入学の推進

アドミッション・ポリシー

【知識・理解】

- ・スポーツ・芸術についての大学卒業程度、またはそれに準ずる基本的知識がある。
- ・スポーツ・芸術文化共創に関わる基盤的な理論や地域の文化・課題に関する知識又は経験がある。

【思考・判断】

- ・入学までに修得したスポーツ・芸術の知識と幅広い教養や経験を通して論理的な考察を行うことができる。

【技能・表現】

- ・スポーツ・芸術についての大学卒業程度、またはそれに準ずる実技技能と表現力、及び論述の力を有している。

【関心・意欲】

- ・スポーツ・芸術文化共創の研究に対する強い意欲と、地域課題に対する深い関心を持っている。

【態度】

- ・真摯な態度で主体的に学術研究に取り組み、専門知識や技能を活かして地域社会に貢献していこうとする情熱を持っている。

カリキュラム・ポリシー

【教育内容】

- (i) デイプロマ・ポリシーへの到達に向けて「研究科共通科目」、「専攻共通科目」、「専攻ゼミナール科目」、「専攻選択科目」「研究指導」から成る教育課程を編成する。
- (ii) 「研究科共通科目」
スポーツ・健康、芸術の各分野における先端的研究を取り上げる科目を配置する。【◎知識・理解】【○関心・意欲・態度】
- (iii) 「専攻共通科目」
スポーツ・芸術を軸とした地域文化振興に関する専門知識の修得に関する科目、地域社会の現状や課題を分析する科目など、社会学及び関連分野に係る専門知識を修得する科目を配置する。【◎知識・理解】【◎思考・判断】【○技能・表現】【◎関心・意欲・態度】
- (iv) 「専攻ゼミナール科目」
「専攻共通科目」における社会学及び関連分野に関する教育研究と「研究科共通科目」「専攻選択科目」におけるスポーツ・芸術の専門知識・技能に関する教育研究を統合するために、「専攻ゼミナール科目」を配置する。事例研究（文献調査）、事例研究（課題探究）、プロジェクト企画・実践、プロジェクト実践結果の考察を通して、主体的に地域社会の課題解決を試みることで、社会実践のための実践力を磨いていく。【○知識・理解】【◎思考・判断】【○技能・表現】【◎関心・意欲・態度】【◎統合・働きかけ】
- (v) 「専攻選択科目」
スポーツ・芸術に関する専門知識・技能を修得する科目であり、各領域ごとに「特論Ⅰ」、「特論Ⅱ」、「特論演習」を設ける。【◎知識・理解】【◎思考・判断】【◎技能・表現】【○関心・意欲・態度】
- (vi) 「研究指導」
(ii) ～(v)の科目で修得した知識・技能を統合し、スポーツ・芸術文化共創の研究についての修士論文を作成することを通じて、スポーツや芸術の優れた知識・技能とエビデンスベースドな研究力と実践力に基づいた研究成果を地域社会に還元する。【◎知識・理解】【◎思考・判断】【◎技能・表現】【○関心・意欲・態度】【◎統合・働きかけ】

【教育方法】

- (科目履修)
スポーツ・芸術に関する専門的かつ高度な理論や地域社会の現状や課題に対する深い理解、文化振興に関する高度な知識を修得するために、講義、演習形式の授業を行う。そして、「専攻ゼミナール科目」「研究指導」において、修得した知識の統合を行う。授業の中では、ディスカッション等院生同士が学び合うことができる教育方法をとる。
- (研究指導)
主指導教員と2名以上の副指導教員（うち1名は主指導教員と同分野の教員、1名は地域社会分野の教員）の計3名以上の指導体制のもと、各学年の始めに決定した研究指導計画に基づいて、修士論文作成のための研究指導を実施する。

【教育評価】

- (学修評価)
学修の評価にあたっては、本学が定める成績評価基準に基づいて評価を行う。各科目の学修成果は、授業科目の到達目標の達成度をシラバスに記載されている評価方法によって、筆記試験、レポート、発表、授業への積極性、演習成果等で評価を行う。
- 修士論文の評価について、本専攻の学位論文評価基準に基づいて評価を行う。学位の授与にあたっては、学位授与の方針に基づき、論文審査（課題設定、先行研究の検討、適切な研究方法、独創性、研究倫理の履行等の観点からの合否判定）、関連科目の到達度評価、最終試験（口頭試問）により総合的に評価する。
- (カリキュラム評価)
学生の学修成果や専門領域の研究動向、連携協議会における学外委員からの意見・要望等、高知大学内部質保証会議による内部質保証の結果を参照しつつ、毎年カリキュラム評価を実施し、必要に応じて改善を行う。

ディプロマ・ポリシー

【知識・理解】

- ・スポーツ・芸術に関する専門的かつ高度な理論や文化活動に係る国内外の動向に関する知識を有している。
- ・地域社会の現状や課題に対する深い理解と、文化振興に関する高度な知識を有している。

【思考・判断】

- ・学術的知見をベースとした論理的な思考により課題に向き合い、エビデンスに基づき客観的かつ高度な判断をすることができる。

【技能・表現】

- ・地域課題に対して、スポーツ・芸術に係る技能・表現を活用した学術的な研究に基づく解決策を提示することができる。

【関心・意欲・態度】

- ・スポーツ・芸術に関する地域課題の解決に強い意欲を持ち、地域のリーダーとして文化振興等を主導することができる。

【統合・働きかけ】

- ・スポーツや芸術の優れた知識・技能と、エビデンスベースドな研究力や実践力を統合して、文化振興などの課題を解決することができる。

スポーツ・芸術文化共創専攻における学びの展開と到達点等

社会学関係



スポーツ・芸術関係

<アドミッション・ポリシー>

【態度】真摯な態度で主体的に学術研究に取り組み、専門知識や技能を活かして地域社会に貢献していこうとする情熱を持っている。

【知識・理解】

スポーツ・芸術文化共創に関わる基盤的な理論や地域の文化・課題に関する知識又は経験がある。

【関心・意欲】

スポーツ・芸術文化共創の研究に対する強い意欲と、地域課題に対する深い関心を持っている。

【知識・理解】

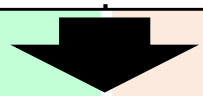
スポーツ・芸術についての大学卒業程度、またはそれに準ずる基本的知識がある。

【思考・判断】

入学までに修得したスポーツ・芸術の知識と幅広い教養を通して論理的な考察を行うことができる。

【技能・表現】

スポーツ・芸術の大学卒業程度、またはそれに準ずる実技技能と表現力、及び論述の力を有している。



<社会学関係科目>

カリキュラム (赤字：必修科目)

<スポーツ・芸術関係科目>

社会学及び関連分野に係る専門知識を修得する科目

プロジェクト実践を通じ、実践力等を修得する科目

修士論文執筆に係る研究指導を展開

スポーツ・芸術分野に係る専門知識を修得する科目

スポーツ・芸術分野に係る先端的研究を学ぶ科目

1年次
第1学期

地域文化振興特論Ⅰ
地域社会学特論Ⅰ
地域DX実践特論

スポーツ・芸術文化
共創ゼミナールⅠ
事例研究 (文献調査)

× (研究指導)

〇〇特論Ⅰ

現代スポーツ・
芸術文化共創特論

第2学期

地域文化振興特論Ⅱ
地域社会学特論Ⅱ
地域統計分析特論

スポーツ・芸術文化
共創ゼミナールⅡ
事例研究 (課題探求)

× (研究指導)

〇〇特論Ⅱ
地域指導者特論

【スポーツ・健康分野】
スポーツ指導論、スポーツ心理学、
健康スポーツ運動学、体力医科学

2年次
第1学期

地域社会学特論Ⅲ

スポーツ・芸術文化
共創ゼミナールⅢ
プロジェクト企画・実践

× (研究指導)

〇〇特論演習

【芸術分野】
音楽学、音楽教育実践論、管楽器、
ピアノ、声楽、作曲、洋画、日本
画、彫刻、デザイン、美術史、文
化財保存科学

第2学期

スポーツ・芸術文化
共創ゼミナールⅣ
プロジェクト実践結果の考察

× (研究指導)

〇〇特論演習

<修士課程スポーツ・芸術文化共創専攻における到達点>

地域社会が抱えるスポーツや芸術に係る諸課題に対して、エビデンスベースドな研究力と実践力を通じて解決策を還元できる。

<修士課程スポーツ・芸術文化共創専攻における到達点>

スポーツ・芸術の専門的かつ高度な理論や文化活動に係る国内外の動向に関する知識を有し、地域のリーダーとして文化振興等を主導することができる。



養成する人材像

スポーツや芸術の優れた知識・技能を有し、エビデンスベースドな研究成果を地域社会に還元することを通じて、文化振興などの課題を解決できる高度な専門職業人 【主な就職先】①行政機関やスポーツ・芸術関連団体の職員、②スポーツ・芸術関連企業におけるリーダー (管理職)

スポーツ・芸術文化共創専攻履修モデル(スポーツ) ※枠内の()は単位数 必修科目

	1年次		2年次		合計単位
	1学期	2学期	1学期	2学期	
研究科共通科目	<u>現代スポーツ・芸術文化共創特論 (2)</u>				2
専攻共通科目	<u>地域文化振興特論Ⅰ (2)</u>	<u>地域文化振興特論Ⅱ (2)</u>			14
	<u>地域社会学特論Ⅰ (2)</u>	<u>地域社会学特論Ⅱ (2)</u>	<u>地域社会学特論Ⅲ (2)</u>		
	<u>地域DX実践特論 (2)</u>	<u>地域統計分析特論 (2)</u>			
専攻ゼミナール科目	<u>スポーツ・芸術文化共創ゼミナールⅠ (2)</u>	<u>スポーツ・芸術文化共創ゼミナールⅡ (2)</u>	<u>スポーツ・芸術文化共創ゼミナールⅢ (2)</u>	<u>スポーツ・芸術文化共創ゼミナールⅣ (2)</u>	8
専攻選択科目	スポーツ心理学特論Ⅰ (2)	スポーツ心理学特論Ⅱ (2)	スポーツ心理学特論演習 (4)		10
	スポーツ指導者特論Ⅰ (2)				
研究指導	<u>(研究指導)</u>				-
各学期の履修単位数	14	10	4	6	34

スポーツ・芸術文化共創専攻履修モデル(芸術) ※枠内の()は単位数 必修科目

	1年次		2年次		合計単位
	1学期	2学期	1学期	2学期	
研究科共通科目	<u>現代スポーツ・芸術文化共創特論 (2)</u>				2
専攻共通科目	<u>地域文化振興特論Ⅰ (2)</u>	<u>地域文化振興特論Ⅱ (2)</u>			14
	<u>地域社会学特論Ⅰ (2)</u>	<u>地域社会学特論Ⅱ (2)</u>	<u>地域社会学特論Ⅲ (2)</u>		
	<u>地域DX実践特論 (2)</u>	<u>地域統計分析特論 (2)</u>			
専攻ゼミナール科目	<u>スポーツ・芸術文化共創ゼミナールⅠ (2)</u>	<u>スポーツ・芸術文化共創ゼミナールⅡ (2)</u>	<u>スポーツ・芸術文化共創ゼミナールⅢ (2)</u>	<u>スポーツ・芸術文化共創ゼミナールⅣ (2)</u>	8
専攻選択科目	作曲特論Ⅰ (2)	作曲特論Ⅱ (2)	作曲特論演習 (4)		10
	声楽特論Ⅰ (2)				
研究指導	<u>(研究指導)</u>				-
各学期の履修単位数	14	10	4	6	34

スポーツ・芸術文化共創専攻時間割案

第1学期

	月	火	水	木	金
1限	スポーツ指導者特論演習	彫刻特論演習	現代スポーツ・芸術文化共創特論	地域文化振興特論Ⅰ	スポーツ・芸術文化共創ゼミナールⅢ
2限		デザイン特論Ⅰ		ピアノ特論Ⅰ 洋画特論Ⅰ 日本画特論Ⅰ スポーツ指導者特論Ⅰ	音楽特論Ⅰ 彫刻特論Ⅰ
3限	地域社会学特論Ⅰ 体力医科学特論演習	管楽器特論Ⅰ 健康スポーツ運動学特論Ⅰ スポーツ心理学特論Ⅰ		音楽学特論Ⅰ 文化財保存科学特論Ⅰ	スポーツ・芸術文化共創ゼミナールⅠ
4限		地域DX実践特論 音楽特論演習		音楽教育実践特論Ⅰ 体力医科学特論Ⅰ	地域社会学特論Ⅲ 作曲特論Ⅰ
5限		スポーツ心理学特論演習 健康スポーツ運動学特論演習		デザイン特論演習 文化財保存科学特論演習	
6限		音楽学特論演習 管楽器特論演習 日本画特論演習 音楽教育実践特論演習		ピアノ特論演習 作曲特論演習	洋画特論演習

第2学期

	月	火	水	木	金
1限	スポーツ指導者特論演習	管楽器特論Ⅱ 彫刻特論演習	地域社会学特論Ⅱ	地域文化振興特論Ⅱ	スポーツ・芸術文化共創ゼミナールⅣ
2限	作曲特論Ⅱ 彫刻特論Ⅱ デザイン特論Ⅱ 地域指導者特論(体育) 音楽教育実践特論演習				ピアノ特論Ⅱ 体力医科学特論演習
3限	日本画特論Ⅱ スポーツ心理学特論Ⅱ 体力医科学特論Ⅱ	地域指導者特論(音楽) 音楽特論演習 文化財保存科学特論Ⅱ スポーツ指導者特論Ⅱ 健康スポーツ運動学特論Ⅱ		音楽学特論Ⅱ 洋画特論Ⅱ	
4限	音楽特論Ⅱ 地域指導者特論(美術)	スポーツ・芸術文化共創ゼミナールⅡ		地域統計分析特論	
5限		管楽器特論演習 音楽教育実践特論Ⅱ スポーツ心理学特論演習 健康スポーツ運動学特論演習		デザイン特論演習 文化財保存科学特論演習	
6限		音楽学特論演習 日本画特論演習		ピアノ特論演習 作曲特論演習	洋画特論演習

国立大学法人高知大学職員の定年規則

平成16年4月1日
規則第24号

最終改正 令和5年3月24日規則第113号

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第19条に基づき、職員の定年について、必要な事項を定める。

(定年)

第2条 職員の定年は、満65歳とする。

2 定年による退職の日は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。

3 前2項の規定は、雇用の期間を定めて雇用された職員には適用しない。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成19年3月31日に国立大学法人高知大学の教務職員であった者が、平成19年4月1日に助手となった場合の定年年齢については、第2条第1項第1号の規定にかかわらず、満60歳とする。

附 則（平成19年3月12日規則第96号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日規則第101号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日規則第113号）

(施行期日)

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(定年年齢に係る経過措置)

第2条 国立大学法人高知大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第3条第1項第3号に定める労務職員に対する令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間におけるこの規則による改正後の国立大学法人高知大学職員の定年規則（以下「改正後規則」という。）第2条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「満65歳」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和11年3月31日まで	満63歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	満64歳

- 2 就業規則第3条第1項第1号に定める大学教員及び同項第3号に定める労務職員以外の職員に対する令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における改正後規則第2条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「満65歳」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	満61歳
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	満62歳
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	満63歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	満64歳

(大学教員の定年扱いの退職に係る経過措置)

第3条 令和5年4月1日から令和11年3月31日までの間、高知大学に在職していた大学教員から引き続き国立大学法人高知大学の教員となった者のうち、平成16年3月31日に高知大学教員定年規則において定年年齢が満63歳と規定されていた大学教員は、次条に定めるところにより、満63歳に達した日以後における最初の3月31日で退職することができる。

- 2 前項の規定による退職は、就業規則第17条第1項第2号に定める定年による退職として取り扱う。

第4条 前条に定める定年扱いの退職は、次の各号に定める手続きを経るものとする。

- (1) 前条に定める定年扱いの退職を希望する者は、文書をもって学長にその旨を申し出るものとする。
- (2) 前号の申出があったときは、学長はこれを承認し、本人へ通知する。
- (3) 前号の通知を受けた後は、これを変更することはできない。